

6・4 中東における航行安全問題

6・4・1 中東における日本関係船舶の航行安全に関する日本政府の対応

2019 年6月に当協会会員会社が運航するケミカルタンカーがオマーン湾にて何者かにより攻撃を受けたこともあり、政府内にて検討されてきた航行安全の確保に関して、同年 12 月 27 日に、中東海域における日本船舶の安全を確保するために、自衛隊のアセットを派遣することが決定した。

P3C については、2020 年 1 月 11 日に派遣開始、艦船「たかなみ」については、2 月 2 日に第一派遣水上部隊として横須賀より出航した。派遣目的は、自衛隊法第 27 条に基づく調査研究(情報収集)が主であるが、不測の事態における防護の対象(日本関係船)は、日本籍船、日本人配乗船、日本会社の運航船、日本向け貨物搭載船となる(ケースに応じた対応となる)。今回の派遣により、当該海域入域船については、事前に国土交通省に入域通報を行っている。